

♪ご誕生おめでとうございます♪

城里町では、お生まれになったお子さまに対して次の制度を行っています。

○ **医療福祉制度**……健康保険課（本庁1階）

- ☆ お子さまが生まれてから中学3年生まで、医療費を助成する制度です。出生届、並びに健康保険への加入を済ませてから保険証と印鑑を持参して手続きをしてください。
転入された方は、ご両親分の所得証明書をご持参ください。

○ **児童手当制度**……福祉こども課（本庁1階）

- ☆ お子さまが生まれてから中学3年生まで（15歳到達後最初の年度末）の児童を養育している方に児童手当が支給されます。指定の申請用紙がありますので受給者（保護者）名義の通帳と印鑑、受給者及び配偶者の個人番号（マイナンバー）のわかるものを持参の上、手続きをしてください。

また、国民年金以外の方は、健康保険被保険者証の写しが必要です。

※手当支給開始は請求した日の属する月の翌月分からになります（児童が生まれていても請求が無ければ支給されません）。出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内に請求してください。

○ **城里町次世代育成支援金**……福祉こども課（本庁1階）

「出生祝金」…出産前に18歳未満の児童を2人以上養育している保護者で、出生により3人目以降の乳児を養育することとなった保護者に10万円を支給します。

「子育て支援金」…3人目以降の幼児が3歳並びに6歳に到達した幼児を養育している保護者に各々10万円を支給します。

- ☆ 保護者名義の通帳と印鑑を持参のうえ、手続きしてください。（当町に1年以上住所を有する方が対象です。当該出産日または当該年齢到達日以後、1年以内に申請を行わない場合は支給されません。）

<その他>

- **城里町営住宅にお住まいの方**……………都市建設課（本庁2階）
☆ 町営住宅同居者異動届等の手続きをお願いいたします。

<保健師（健康保険課）からのお知らせ>

- 『出生連絡票・低体重児出生届』を提出してください。
生後14日以内に常北保健福祉センターにご提出ください。
(用紙は妊産婦・乳児健康診査受診票綴り内にあります)
- 赤ちゃん訪問
健やかな成長と子育てを応援するために、生後4か月までの赤ちゃんとお母さんを保健師・助産師が全戸訪問します。
- 定期予防接種
予診票を送付しますので、すべて個人接種となります。ご不明な点がありましたら、いつでもご相談ください。
- 町での乳幼児健診
乳児相談、1歳児歯科健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、2歳6か月歯科健診、3歳児健診が予定されております。健診の前には通知が届くようになっております。

<<お問い合わせ先>>

本庁（健康保険課・福祉こども課・都市建設課）

TEL029-288-3111(代表)

常北保健福祉センター

TEL029-240-6550(直通)

